

# 山口県報

令和5年  
3月31日  
(金曜日)

## 目次

### ○規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則  
(おちうまやまぐち推進課) …………… 一  
山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (ぶちうまやまぐち推進課) …………… 一



山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十二号

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年山口県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第二十四条第二項に規定する資金 十二年以内

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

### 山口県規則第四十三号

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年山口県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県が行う」を削り、「の貸付け」を「並びに融資機関が行う沿岸漁業改善資金の貸付けの業務に必要な資金の貸付け」に改める。

第二条第三項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この規則において「促進事業者」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)第十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の促進事業者をいう。

第三条前段中「又は」を「、」に改め、「認定中小企業者」の下に「又は促進事業者」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の各号に掲げる者に対して貸し付けることができる沿岸漁業改善資金は、当該各号に定めるものに限る。

一 認定中小企業者 連携促進法第四条第二項第二号ハに掲げる措置を行うのに必要な資金のうち中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成二十年政令第二百三十四号)第四条第一項の表の上欄に掲げるもの

二 促進事業者 六次産業化法第五条第四項第三号に掲げる措置を行うのに必要な資金のうち地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)第四条第一項の表の上欄に掲げるもの

第三条に次の一項を加える。

2 県は、前項に定めるもののほか、毎年度予算の範囲内において、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者に対する沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関(法第三条第二項に規定する融資機関をいう。以下同じ。)に対し、当該業務に必要な資金(以下「沿岸漁業改善資金貸付事業資金」という。)を貸し付けるものとする。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、融資機関が行う前条第二項の沿岸漁業改善資金の貸付けについて準用する。

第十七条を第二十六条とする。

第十六条中「規則」の下に「の規定」を加え、「は、提出者」を「(第十九条及び第二十一条から第二十三条までに規定するものを除く。）」は、当該書類を提出するものに改め、同条を第二十五条とし、同条の前に次の六条を加える。

(融資機関による貸付けの申請)

第十九条 第三条第二項の規定による貸付けを受けようとする融資機関は、沿岸漁業改善資金貸付事業資金貸付申請書(別記第六号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 当該融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者が提出した貸付けの申込みに係る書類の写し

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(融資機関に対する貸付けの決定)

第二十条 知事は、前条の規定による沿岸漁業改善資金貸付事業資金貸付申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、貸付けをしようとするかの決定をし、その結果を書面により当該沿岸漁業改善資金貸付事業資金貸付申請書の提出をした融資機関に通知する。

(融資機関に係る借用証書)

第二十一条 前条の規定による通知を受けた融資機関は、沿岸漁業改善資金貸付事業資金借用証書(別記第七号様式)を知事に提出しなければならない。

(融資機関に係る事業実施報告書等)

第二十二条 融資機関が行う第三条第二項の沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものは、事業完了後二十日以内に書面により当該事業の実施状況を当該貸付けを受けた融資機関に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた融資機関は、当該報告を受けた後十日以内に沿岸漁業改善資金貸付事業資金事業実施報告書(別記第四号様式)を知事に提出しなければならない。

3 第十三条第一項の規定は、融資機関が行う第三条第二項の沿岸漁業改善資金の貸付けについて準用する。

(融資機関に係る支払の猶予)

第二十三条 償還金の支払の猶予を申請しようとする融資機関は、沿岸漁業改善資金貸付事業資金支払猶予申請書(別記第五号様式)に沿岸漁業従事者等、認定中小企業者

又は促進事業者から提出のあつた沿岸漁業改善資金支払猶予申請書の写しを添えて、償還期限の三十日前までに知事に提出しなければならない。

2 第十七条の規定は、前項の規定による沿岸漁業改善資金貸付事業資金支払猶予申請書の提出があつた場合に準用する。

(報告)

第二十四条 知事は、融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めるときは、融資機関に対し、その業務又は資産の状況に関し報告を求めることができる。

第十五条中「第十一条」を「第十四条」に改め、同条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条中「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に改め、同条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、第十一条を第十四条とする。

第十条第二項中「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、同条の前に次の二条を加える。

(貸付資格の認定)

第九条 知事は、法第七条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定の申請をしたものに通知する。

2 知事は、法第十二条第二項において準用する法第七条第一項の認定をしたときは、その旨を当該認定の申請をしたもの及び当該認定の申請をしたものに第三条第二項の沿岸漁業改善資金の貸付けを行う融資機関に通知する。

(貸付けの申請)

第十条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付申請書(別記第十号様式)を知事に提出しなければならない。

第七条の見出しを「(貸付資格の認定の申請)」に改め、同条中「貸付金の貸付け」を「貸付資格の認定」に、「沿岸漁業改善資金貸付申請書」を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 法第二条第二項に規定する経営等改善措置、同条第三項に規定する生活改善措置又は同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保措置に関する計画

第七条第三号中「第十三条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 六次産業化法第十一条第二項に規定する資金にあつては、六次産業化法第五条第一項の認定を受けたことを証する書類の写し

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(沿岸漁業改善資金貸付事業資金の種類等)

第五条 沿岸漁業改善資金貸付事業資金の種類及び償還期間は、別表第二に定めるところとする。

2 前条第二項の規定は、沿岸漁業改善資金貸付事業資金の貸付けに係る費用を含む。

別表の1の表の1 操船作業省力化機器等設置資金の項中 (1) 遠隔操縦装置 (2) レーダー (3) 自動航跡記録装置 (4) GPS受信機

「(1) 自動操縦装置 (2) 遠隔操縦装置 (3) サイノススター (4) レーダー (5) 自動航跡記録装置 (6) GPS受信機」及び「500万円」及び「500万円(自動操縦装置にあつては1台につき100万円、)及び「50万円、サイノススターにあつては1台につき400万円、」及び「第13条第2項」及び「第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項」並びに「第10条」及び「第10条及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)第25条第2項」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」「ネットホーラー等」及び「ネットホーラー等」並びに「1セットにつき80万円」及び「1セットにつき500万円」並びに「漁業用ソナー」及び「巻取りウインチにあつては1台につき500万円、放電式集魚灯にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンにあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置にあつては1台につき500万円、海水冷却装置にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置にあつては1台につき300万円、漁業用ソナー」並びに「海水冷却装置にあつては1台につき180万円、巻取りウインチにあつては1台につき70万円(知事が定める者が、設置する場合にあつては、300万円)、漁

業用クレーンにあつては1台につき400万円)及び「潮流計にあつては1台につき500万円」並びに「第13条第2項」及び「第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項」並びに「第10条」及び「第10条及びみどりの食料システム法第25条第2項」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」「100万円」及び「500万円」並びに「第13条第2項」及び「第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項」並びに「第10条」及び「第10条及びみどりの食料システム法第25条第2項」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「定速装置」及び「発光ダイオード式集魚灯」並びに「120万円」及び「120万円、発光ダイオード式集魚灯にあつては1セットにつき1,300万円」並びに「第13条第2項」及び「第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項」並びに「第10条」及び「第10条及びみどりの食料システム法第25条第2項」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「滑り止め」及び「安全カバー装置」及び「揚網機安全装置」並びに「船上海イレ」及び「安全カバー装置」及び「揚網機安全装置」並びに「船上海イレ」及び「膨脹式救命いかだ」及び「救命胴衣」及び「救命浮環又は救命浮き輪」及び「信号紅炎」及び「消火器」及び「イーバブ」及び「レーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」並びに「膨脹式救命いかだにあつては1台につき50万円、」及び「救命浮環若しくは救命浮き輪、信号紅炎」及び「55万円」及び「55万円、小型漁船緊急連絡装置にあつては1件につき130万円」並びに「又はレーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」及び「レーダー」又は「小型漁船緊急連絡装置」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「甲板口のコーミング」及び「甲板口の閉鎖装置」

「(1) 自動操縦装置 (2) 遠隔操縦装置 (3) サイノススター (4) レーダー (5) 自動航跡記録装置 (6) GPS受信機」及び「500万円」及び「500万円(自動操縦装置にあつては1台につき100万円、)及び「50万円、サイノススターにあつては1台につき400万円、」及び「第13条第2項」及び「第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項」並びに「第10条」及び「第10条及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)第25条第2項」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」「ネットホーラー等」及び「ネットホーラー等」並びに「1セットにつき80万円」及び「1セットにつき500万円」並びに「漁業用ソナー」及び「巻取りウインチにあつては1台につき500万円、放電式集魚灯にあつては1セットにつき200万円、漁業用クレーンにあつては1台につき400万円、漁獲物等処理装置にあつては1台につき500万円、海水冷却装置にあつては1台につき180万円、海水殺菌装置にあつては1台につき300万円、漁業用ソナー」並びに「海水冷却装置にあつては1台につき180万円、巻取りウインチにあつては1台につき70万円(知事が定める者が、設置する場合にあつては、300万円)、漁

「(1) 救命胴衣 (2) 消火器 (3) イーバブ (4) レーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」並びに「膨脹式救命いかだにあつては1台につき50万円、」及び「救命浮環若しくは救命浮き輪、信号紅炎」及び「55万円」及び「55万円、小型漁船緊急連絡装置にあつては1件につき130万円」並びに「又はレーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」及び「レーダー」又は「小型漁船緊急連絡装置」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「甲板口のコーミング」及び「甲板口の閉鎖装置」

「(1) 救命胴衣 (2) 消火器 (3) イーバブ (4) レーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」並びに「膨脹式救命いかだにあつては1台につき50万円、」及び「救命浮環若しくは救命浮き輪、信号紅炎」及び「55万円」及び「55万円、小型漁船緊急連絡装置にあつては1件につき130万円」並びに「又はレーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」及び「レーダー」又は「小型漁船緊急連絡装置」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「甲板口のコーミング」及び「甲板口の閉鎖装置」

「(1) 救命胴衣 (2) 消火器 (3) イーバブ (4) レーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」並びに「膨脹式救命いかだにあつては1台につき50万円、」及び「救命浮環若しくは救命浮き輪、信号紅炎」及び「55万円」及び「55万円、小型漁船緊急連絡装置にあつては1件につき130万円」並びに「又はレーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」及び「レーダー」又は「小型漁船緊急連絡装置」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「甲板口のコーミング」及び「甲板口の閉鎖装置」

「(1) 救命胴衣 (2) 消火器 (3) イーバブ (4) レーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」並びに「膨脹式救命いかだにあつては1台につき50万円、」及び「救命浮環若しくは救命浮き輪、信号紅炎」及び「55万円」及び「55万円、小型漁船緊急連絡装置にあつては1件につき130万円」並びに「又はレーダー」及び「小型漁船緊急連絡装置」及び「レーダー」又は「小型漁船緊急連絡装置」並びに「回航の促進に係る漁業省力化機器等設置資金の貸付」並びに「甲板口のコーミング」及び「甲板口の閉鎖装置」

「(2) 甲板口のコーミング (3) 甲板口の閉鎖装置」

7 漁船転覆防止機器等設置資金の項中 (4) 甲板下の魚槽 (甲板上の魚槽を廃し、これに代えて設置する場合に限る。)

「(2) 甲板下の魚槽 (甲板上の魚槽を廃し、これに代えて設置する場合に限る。)」及び「合わせて」を削り、同条の8 漁船衝突防止機器等購入等資金の項中

「40万円  
40万円  
」  
「120万円 (レーザー反射器又は無線電話にあつては、それぞれにつき40万円)」  
別表の2の表の1

主中企に該資金の項中「改良便所」や「改良便槽」及び「別表の2の表の1」又は「一認定中小企業者」や「一認定中小企業者又は一促進事業者」及び「2,800万円とし、知事が定める者に係る貸付金の合計額の限度は」や「、」及び「別表の2の表の1」を削り、同条の1を削る。

別表第2 (第5条関係)

1 経営等改善資金

種 類	償 還 期 間
/ 船舶作業省力化機器等設置資金、漁ろう作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金及び燃料油消費節減機器等設置資金	8年以内 (据置期間2年以内を含む。) (連携促進法第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項に規定する資金にあつては、10年以内(据置期間4年以内を含む。)、利用促進法第10条及びみどりの食料システム法第25条第2項に規定する資金にあつては、10年以内(据置期間2年以内を含む。))
2 新養殖技術導入資金	5年以内 (据置期間3年以内を含む。) (連携促進法第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項に規定する資金にあつては、6年以内

(据置期間4年以内を含む。)、利用促進法第10条及びみどりの食料システム法第25条第2項に規定する資金にあつては6年以内(据置期間3年以内を含む。))

3 資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金  
//年以内  
(据置期間4年以内を含む。)  
(連携促進法第14条第2項及び六次産業化法第11条第2項に規定する資金にあつては、3年以内(据置期間6年以内を含む。))、利用促進法第10条及びみどりの食料システム法第25条第2項に規定する資金にあつては、3年以内(据置期間4年以内を含む。))

4 乗組員安全機器等設置資金及び漁船転覆防止機器等設置資金  
(据置期間2年以内を含む。)

5 救命消防設備購入資金  
3年以内  
(据置期間/年以内を含む。)  
(イ)バーベキュー、レーザーテラソンボングラ又は小型漁船緊急連絡装置にあつては、6年以内(据置期間/年以内を含む。))

6 漁船衝突防止機器等購入等資金及び漁具損壊防止機器等購入資金  
6年以内  
(据置期間/年以内を含む。)

2 生活改善資金

種 類	償 還 期 間
/ 生活合理化設備資金	3年以内 (据置期間/年以内を含む。) (し尿浄化装置又は改良便槽にあつては、4年以内(据置期間/年以内を含む。))



2 住居利用方式改善資金	8年以内 (据置期間 / 年以内を含む。)
3 婦人・高齢者活動資金	4年以内 (据置期間 / 年以内を含む。)

3 青年漁業者等養成確保資金

種 類	償 還 期 間
/ 研修教育資金	6年以内 (据置期間2年以内を含む。)
2 高度経営技術習得資金	6年以内 (据置期間 / 年以内を含む。)
3 漁業経営開始資金	//年以内 (据置期間4年以内を含む。) (利用促進法第10条に規定する 資金にあつては、/3年以内(据 置期間4年以内を含む。))

「沿岸漁業改善資金貸付事業資金の貸付けを受けたいので、山口県沿岸漁業改善資金貸付規則第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。」  
 「第13条の1」や「第16条、第23条関係」の写し、関係書類を添えて申請します。  
 「第13条の1」や「第16条、第23条関係」の写し、関係書類を添えて申請します。  
 「第13条の1」や「第16条、第23条関係」の写し、関係書類を添えて申請します。

第6号様式 (第19条関係)

沿岸漁業改善資金貸付事業資金貸付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申請者の主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名  
(電話 局 番)

下記のとおり沿岸漁業改善資金貸付事業資金の貸付けを受けたいので、山口県沿岸漁業改善資金貸付規則第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けようとする金額 金 円  
記

添付書類 / 沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者が提出した貸付けの申込みに係る書類の写し

2 その他 ( )  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第7号様式（第21条関係）

（号 外-14）

山 口 県 報 道 局

令和5年3月31日 金曜日

（表）

※貸付 決定	番号 年月日	第 年 月 日
-----------	-----------	------------

沿岸漁業改善資金貸付事業資金借用証書

資金の種類	種類	
	借入金額	支払期日
千円	第1回	年月日
	第2回	年月日
	第3回	年月日
	第4回	年月日
	第5回	年月日
	第6回	年月日
	第7回	年月日
	第8回	年月日
	第9回	年月日
	第10回	年月日
償還期限	及び	償還額
年 月 日		千円

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金貸付事業資金を借用しました。ついては、山口県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

山口県知事 様

年 月 日

借受者  
主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名  
（電話） 局 番）  
郵便番号

注 / 「資金の種類」欄は、経営等改善資金、生活改善資金又は青年漁業者等養成確保資金の別及びそれぞれの資金について山口県沿岸漁業改善資金貸付規則別表に掲げる資金の種類を記入すること。

2 訂正箇所には、訂正印を押すこと。ただし、「借入金額」欄の訂正は認めない。

3 ※印欄は、記入しないこと。

（裏）

沿岸漁業改善資金貸付事業資金借用証書特約条項

（転貸）

第1条 沿岸漁業改善資金貸付事業資金の貸付けを受けた者（以下「甲」という。）は、山口県（以下「乙」という。）から貸付けを受けた額と同じ額を、（以下「丙」という。）に対し、この貸付けに係る利率、償還期間、据置期間及び償還方法に準じて乙が定める条件で転貸する。

（期限前償還）

第2条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めて期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- 甲がこの借入金を借入れの目的以外の目的に使用したとき又は借入金の交付を受けた後丙に速やかに貸し付けないとき。
  - 甲が償還金の支払を怠つたとき。
  - 甲が乙に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
  - 甲について仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
  - 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は清算を開始したとき。
  - 甲が公租公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
  - 甲が乙に対し数個の債務を負う場合において、そのいずれかを期限内に弁済しなかつたとき。
  - 甲が山口県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの特約に基づく義務の履行を怠つたとき。
  - その他乙が貸付金の債権の保全上必要があると認めたととき。
- （繰上償還）
- 第3条 甲は、借入金の全部又は一部について、その償還期限を繰り上げて償還することができる。
- （転貸債権の期限前償還及び繰上償還）
- 第4条 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。
- 2 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、償還期限にかかわらず、その受領額

を速やかに乙に償還する。

3 乙は、甲が甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還の請求をすることができる場合には、当該請求をするよう甲に対し指示することができる。  
(経理上の措置)

第5条 甲は、この借入金の用途を明らかにするため、乙の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 甲は、次に掲げる場合には、遅滞なく乙に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、又は取得された機器等が借入れの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知ったとき。
- (2) 甲の名称、所在地、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は甲に解散その他これに準ずる事実が発生したとき。
- (3) 甲の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 甲丙間の特約に基づき丙から報告を受けたとき。
- (5) その他乙が指示したとき。

(調査)

第7条 甲は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が甲の事務所等に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿、担保物件その他必要な事項を調査することを承認する。  
(弁済の充当)

第8条 甲は、丙から受領した弁済金の充当について乙の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 甲は、支払期日に償還金又は期限前償還の請求のあつた金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合で支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した違約金を乙に支払う。ただし、当該支払期日に支払わないうことにつき、丙が無資力であることその他やむを得ない事情があると乙が認めるときは、この限りでない。

2 甲は、山口県沿岸漁業改善資金貸付規則第22条第1項の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも、前項の規定による違約金を支払うものとする。

3 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し違約金の請求をすることができる事態が生じたときは、その旨を乙に報告し、その指示に従うものとする。  
(管轄裁判所)

第10条 この貸付けに関する訴えの管轄は、乙の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第三号様式(その一)中「(第10条関係)」や「(第13条、第22条関係)」及び「沿岸漁業改善資金事業実施報告書」や「沿岸漁業改善資金貸付事業資金」

書」及び「沿岸漁業改善資金に」や「沿岸漁業改善資金貸付事業資金に」及び「第10条第2項の」や「第13条第2項の」及び「第22条第2項の」

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	資金の種類	借受金額
年 月 日	第 号	年 月 日		千円

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	資金の種類	借受金額	貸付実行日
年 月 日	第 号	年 月 日		千円	年 月 日

め、同様式(その二)の表中5から6まで及び4から6までと、2の次に次のように加える。

3 「貸付実行日」欄は、融資機関による転貸の場合に記入すること。

別記第三号様式(その二)中「(第10条関係)」や「(第13条、第22条関係)」及び「沿岸漁業改善資金事業実施報告書」や「沿岸漁業改善資金貸付事業資金」

書」及び「沿岸漁業改善資金に」や「沿岸漁業改善資金貸付事業資金に」及び「第10条第2項の」や「第13条第2項の」及び「第22条第2項の」

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額
年 月 日	第 号	年 月 日	千円

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額	貸付実行日
年 月 日	第 号	年 月 日	千円	年 月 日

め、同様式(その二)の表中5から6まで、1の次に次のように加える。

2 「貸付実行日」欄は、融資機関による転貸の場合に記入すること。

別記第三号様式を別記第四号様式とする。

別記第二号様式中「(第9条関係)」や「(第12条関係)」に改め、同様式の(一)の沿岸漁業改善資金借付証券特約条項第一条中第四号と、第三号を第九号とし、第二号を第三号とし、同条の次に次の五号を加える。

- (4) 甲について仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始又は会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所から取引停止処分を受けたとき又は清算を開始したとき。
- (6) 甲が公租公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 甲が乙に対し数個の債務を負う場合において、そのいずれかを期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良され、又は取得された機器等が借入れの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

別記第二号様式の(一)の沿岸漁業改善資金借付証券特約条項第一条の次に次の一号を加える。

- (2) 甲が償還金の支払を怠つたとき。

別記第三号様式の(一)の沿岸漁業改善資金借付証券特約条項第四条第二項中「第13条」や「第16条」に改め、同様式の(一)の沿岸漁業改善資金借付証券特約条項に次の一条を加える。

(管轄裁判所)

第10条 この貸付けに関する訴えの管轄は、乙の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

別記第二号様式を別記第三号様式とする。

別記第一号様式中「(第7条関係)」や「(第10条関係)」及び「第7条の」や「第10条の」に改め、同様式の添付書類を削り、同様式を別記第二号様式とし、同様式の(一)の次に次の一様式を加える。



第1号様式 (第8条関係)

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者

住 所  
氏 名

(電話 局 番)

沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、沿岸漁業改善資金助成法第12

条第1項  
条第2項において準用する同法第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請し  
ます。

添付書類

- 1 経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画
  - 2 経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（研修教育資金を除く。）にあつては、収支計画書
  - 3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第14条第2項に規定する資金にあつては、同法第4条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し
  - 4 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第10条に規定する資金にあつては、同法第4条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し
  - 5 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第11条第2項に規定する資金にあつては、同法第5条第1項の認定を受けたことを証する書類の写し
  - 6 申請者が法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿
- 注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁